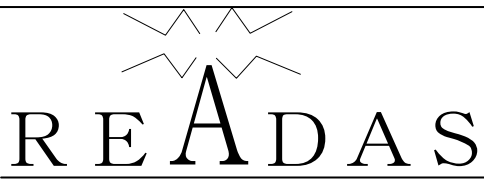


第 4994 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月 2日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◆ マイナンバー制度が公布

Q：マイナンバー制度の施行令が公布されたようですが、どのような内容になったのですか？

A：次のような内容になりました。

【解説】

来年秋に導入が見込まれているマイナンバー制度の内容をまとめた法律の施行令が、先ごろ公布されました。

内容は、次の8章からなっています。

- ①総則
- ②個人番号
- ③個人番号カード
- ④特定個人情報の提供
- ⑤特定個人情報の保護
- ⑥特定個人情報保護委員会
- ⑦法人番号
- ⑧雑則

個人番号カードとは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、カードの有効期限、通称がある場合は通称が記載され、本人の写が表示され、かつ、電磁的方法により記録されたものをいいます。

法人番号は、12桁の番号(基礎番号)及びその前に付された1桁の検査用数字によって構成されます。具体的には、会社法等の規定によって設立登記をした法人の基礎番号は、商業登記法に規定する会社法人等番号となり、本店又は主たる事務所の所在地を所轄する登記所で作成された登記簿に記載されたものになります。

